

『外部専門家の支援を受けて経営を立て直したい』

認定経営革新等支援機関による経営改善計画策定支援事業

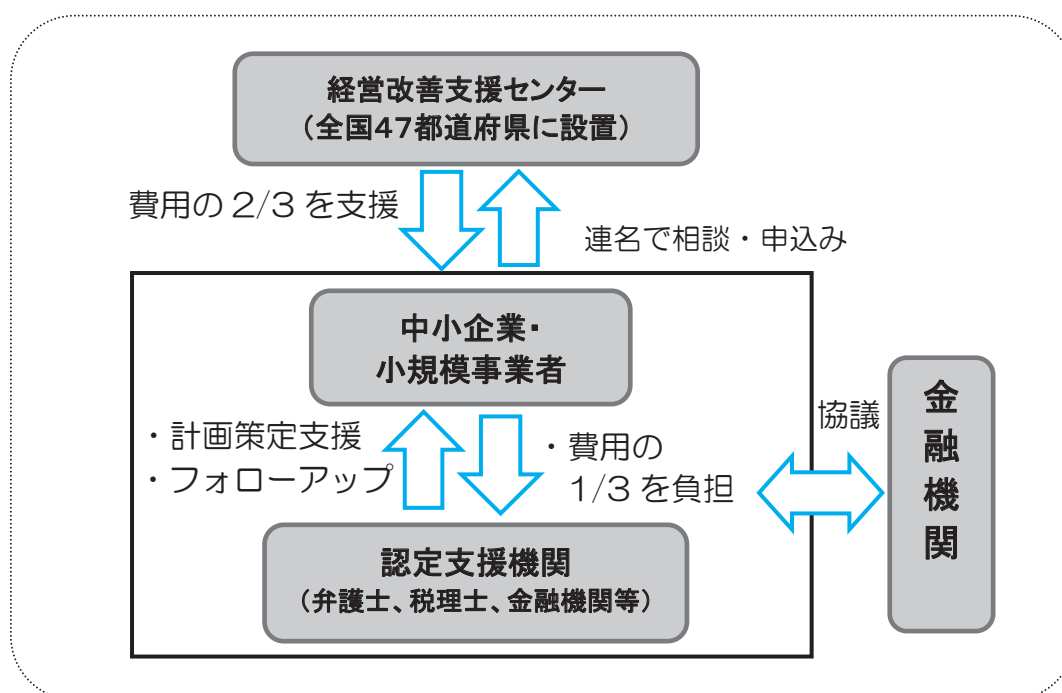
金融支援等を必要とする中小企業・小規模事業者が、外部専門家（認定経営革新等支援機関）の助けを得て実施する経営改善計画の策定を支援します。

対象となる方

借入金の返済負担等の影響による財務上の問題を抱えており、自ら経営改善計画を策定することが難しいものの、経営改善計画の策定支援を受けることにより、金融機関からの支援（条件変更や新規融資等）が見込める中小企業・小規模事業者

支援内容

国の認定を受けた認定経営革新等支援機関（認定支援機関）の支援を受けて経営改善計画を策定する場合、経営改善計画策定に要する費用（フォローアップ費用を含む）について、総額の2/3（事業規模等に応じて数万円～最大200万円）まで負担します。



- 認定支援機関とは、中小企業の経営相談等に関して専門的知識や実務経験が一定レベル以上にある者として、国の認定を受けた公的な支援機関です。
- 主な認定支援機関は、国の認定を受けた税理士・税理士法人、公認会計士、中小企業診断士、弁護士、金融機関等です。

ご利用方法

下記のお問い合わせ先まで、ご相談ください。

事業の概要、申請書類等は、下記ホームページにて公開しています。

<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kakushin/2013/0308KaizenKeikaku.html>

お問い合わせ先

- ・各都道府県の経営改善支援センター（巻末お問い合わせ先一覧参照）
- ・中小企業庁 金融課 電話：03-3501-2876
- ・各経済産業局中小企業課等（巻末お問い合わせ先一覧参照）